

## 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嘉那の会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。

### (理事長の報酬)

第3条 理事長には、定款及び定款細則に記載されている業務等を遂行するために、月額350,000円を支給する。

### (理事会の出席)

第4条 理事（理事長を除く）が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁償費は1日につき、2,000円を支給することができる。

### (評議員会の出席)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁償費は1日につき、2,000円を支給することができる。

### (役員報酬)

第6条 理事（施設長を除く）が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第7条 監事が理事会に出席したときには、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い、及び理事長の命をうけ、運営状況について指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 実費弁償費は1日につき2,000円を支給することができる。

### (出張旅行)

第8条 役員が、理事長の命をうけ、法人業務のため出張する場合に、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

- 4 旅費等は原則として、出張終了後、領収書等と引替えに支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に、領収書と引換えに精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月17日より適用する

別表1

名称	報酬
理事会出席報酬	8,000円
評議員会出席報酬	8,000円
監事監査指導等報酬	13,000円

別表2

名称	報酬	実費弁償費
理事業務報酬等	15,000円	5,000円

別表3

旅費	宿泊費	報酬(1日)	その他
実費	実費(上限15,000円)	15,000円	実費